

# キャリアアップ助成金の ご案内



**最低賃金引き上げによる支援を  
役立つ助成金で頑張る事業所を応援!!**

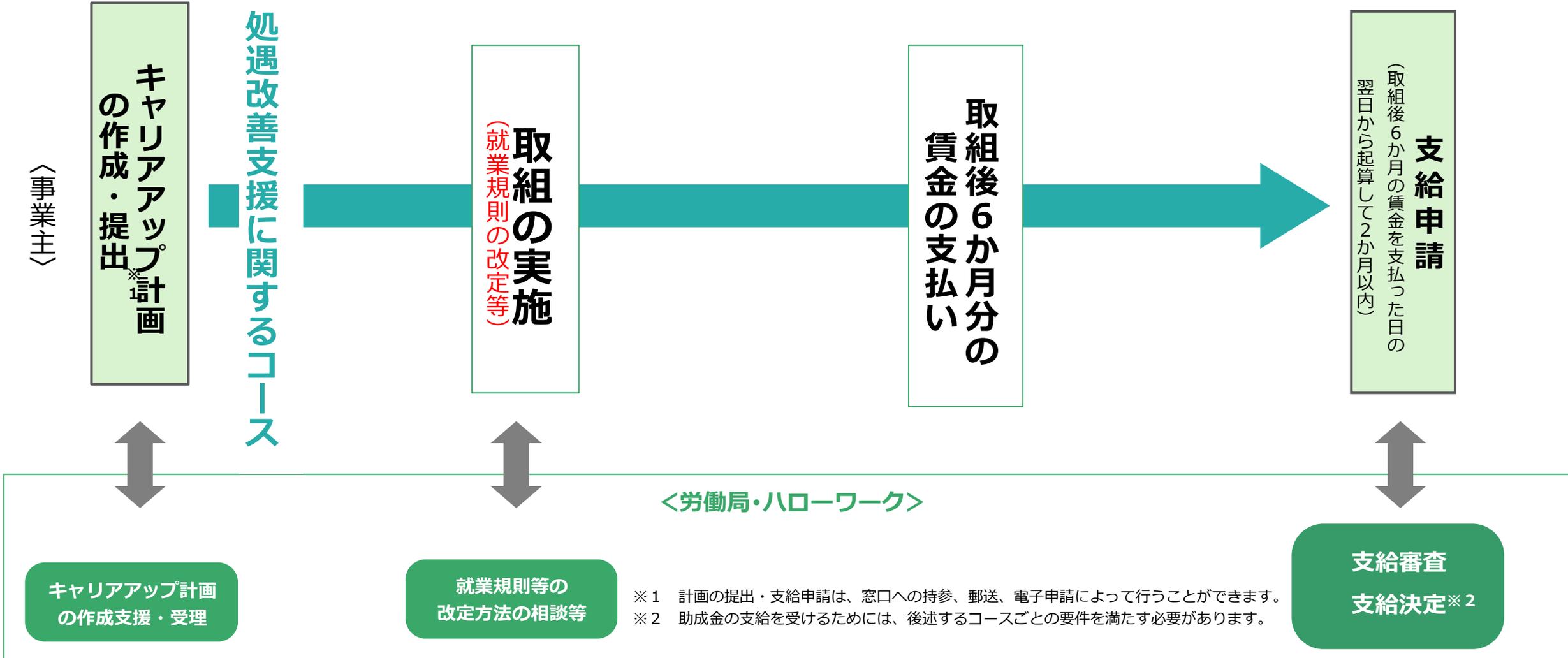
# キャリアアップ助成金とは？

契約社員  
パート・アルバイト  
など

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、  
いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進  
するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対し  
て助成する制度**です。

# キャリアアップ助成金の申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、  
各コースの実施日の**前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要**です。



令和8年1月1日から1,034円に改定

熊本県は過去最高となる  
82円の賃金引き上げ

# 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等※の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

**一部で取り組む場合**

※一部の有期雇用労働者等の賃金を増額する場合には、その区分が**雇用形態別**または**職種別、その他合理的な理由（部門別等）に基づき区分されている場合**に限り、本助成コースの対象労働者と認められます。

# 支給額

1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	貸金引き上げ率	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
	中小企業		4万円	5万円	6.5万円
大企業		2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は100人

# 加算額

1事業所当たりの加算額は以下のとおりです。

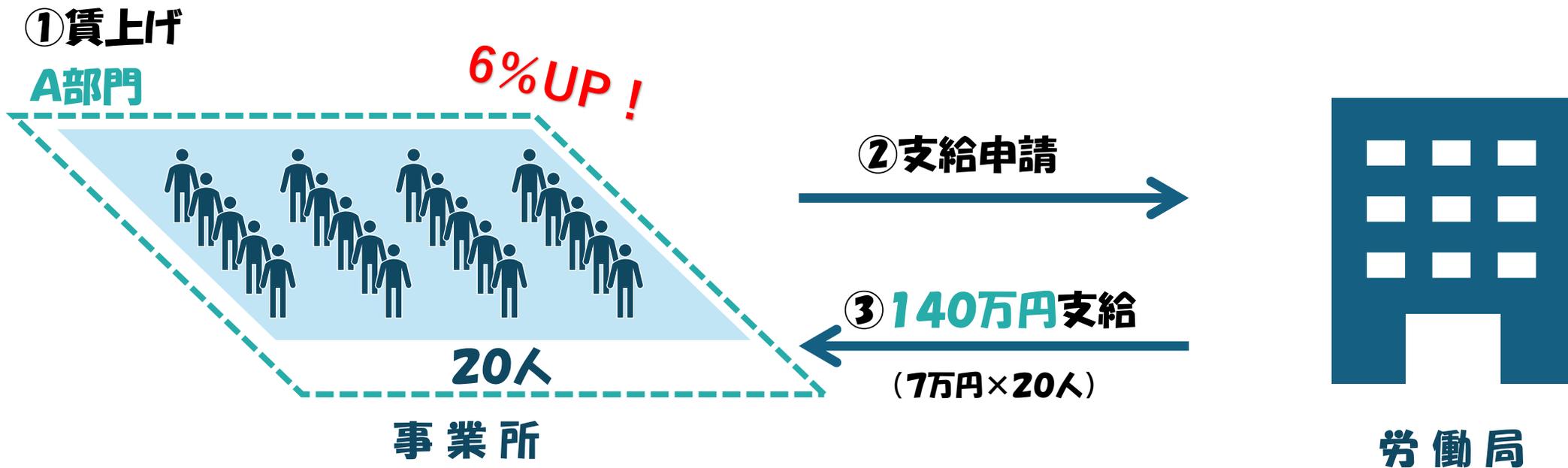
措置内容	加算額
職務評価の手法の活用により貸金規定等を増額改定した場合	<b>20万円</b> (大企業15万円)
有期雇用労働者等に適用される昇給制度を新たに規定した場合	<b>20万円</b> (大企業15万円)

※1事業所当たり1回のみ

# 助成例

事務・製造など

例：中小企業の非正規雇用労働者のうち、A部門で働くパートタイマー20人<sup>\*</sup>の基本給を6%以上賃上げした場合



## ? 賃金規定とは

以下のように、就業規則や労働協約において賃金額の定めがあるものです。

<b>就業規則</b>	例：第〇条（賃金） 契約社員およびパートタイマーの賃金を〇〇 のとおり定め…
<b>賃金規定</b>	例：第〇条（賃金） 賃金を基本給、時間外手当、通勤手当とする。  第〇条（賃金） 基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力および経験等に応じ、金額については <b>別表</b> とする。

<賃金一覧表（時給換算の場合）>

等級	改定前時給	改定後時給	
1	1,110円	<b>1,150円</b>	<b>3%</b>
2	1,130円	<b>1,170円</b>	<b>3%</b>
...	...	...	<b>3%</b>
9	1,270円	<b>1,310円</b>	<b>3%</b>
10	1,290円	<b>1,330円</b>	<b>3%</b>

 **3%以上UP!**

# 4 / 1 に非正規雇用労働者すべて5%以上アップする場合

令和8年1月1日施行

令和8年4月1日施行

	職種	賃上げ前			職種	賃上げ後
3等級	営業	1,300	● → 同じ等級で	3等級	営業	1,380 <b>6%</b>
2等級		1,250		2等級		1,320 <b>5%</b>
1等級		1,200		1等級		1,260 <b>5%</b>
3等級	事務	1,100		3等級	事務	1,160 <b>5%</b>
2等級		1,070		2等級		1,130 <b>5%</b>
1等級		1,034		1等級		1,100 <b>6%</b>

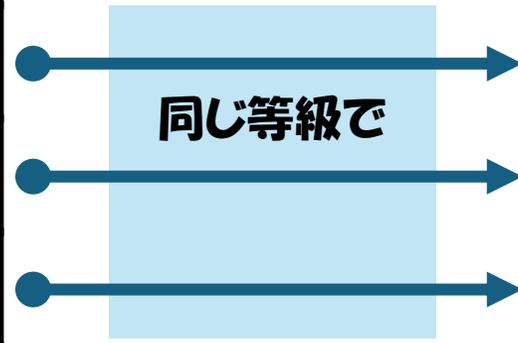
注意：一覧表内の等級の適用かかわらず、すべて5%以上UPされている必要あり

# 4/1に職種別（事務職）のみ5%以上アップする場合

令和8年1月1日施行

令和8年4月1日施行

	職種	賃上げ前
3等級	営業	1,250
2等級		1,200
1等級		1,150
3等級	事務	1,100
2等級		1,070
1等級		1,034



	職種	賃上げ後
3等級	営業	1,300
2等級		1,250
1等級		1,200
3等級	事務	1,160 <b>5%</b>
2等級		1,130 <b>5%</b>
1等級		1,100 <b>6%</b>

注意：該当する等級のみ賃金アップすると上の等級の賃金の逆転現象が起きるため調整が必要。

# キャリアアップ助成金の申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、  
各コースの実施日の**前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要**です。

